

Title	投票行動の分析と政治の改革
Sub Title	Voting research and political action
Author	根岸, 毅(Negishi, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.12 (1977. 12) ,p.281- 302
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	五十巻記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771215-0281">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771215-0281</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 投票行動の分析と政治の改革

根 岸 毅

はじめに——なぜ参議院議員選挙の分析を行なうのか

第一章 装置としての選挙制度

第二章 選挙制度の誤用

(一) 「正しい」投票の仕方

(二) 投票の実態

おわりに

はじめに——なぜ参議院議員選挙の分析を行なうのか

本稿は、ふつう「投票行動の研究」とか「選挙の研究」と呼ばれる領域の研究である。この研究領域は、政治学において、もつとも科学化の進んだ領域のひとつとみなされている。

政治学の科学化を推し進めてきた論理にしたがえば、科学的研究は対象に関する経験的一般化を目標とするものである。<sup>(1)</sup>この点については、投票行動の研究は一応の成果を収めてきている。「コミュニケーションの二段階の流れ」、「政治的先有傾

向」、「交差圧力」などについての仮説がそれである。<sup>(2)</sup>

その同じ論理は、また、一般化の目的をよりよく達成するためには、研究の対象を、より普遍のかつ反復的に生ずるより単純な事象にしぼるよう勧告している。<sup>(3)</sup> この勧告にしたがえば、社会科学の場合の対象は、日常的にくり返されることが多い比較的単純な現象にしぼられることになる。<sup>(4)</sup> それゆえ、「科学的」政治学は、研究に国家という枠をはめることを拒否したのである。対象を国家の枠内に限ることは、比較の範囲を資料にあたる前から予断をもつて狭めることであり、その結果一般化に必要な仮説の検証がより困難となる。したがつて、「科学的」政治学者は、伝統的に政治学の関心が国家にあつたという事実にもかかわらず、必要な資料をこの枠内でのみさがすことがあつてはならない、としたのである。<sup>(5)</sup>

この点について、投票行動の研究の大勢は奇妙な立場にある。それは、大規模であり顕著ではあつても、生起の普遍性と反復性に関してははるかに劣るより複雑な投票行動——日本の場合では、「公職選挙法」にかかわる投票行動——のみを研究対象としてとりあげている。これはなぜであろうか。普遍性と反復性に優れより単純な、したがつて一般化の達成により都合のよい、たとえば高等学校の生徒会会長の選挙——これは日本だけに限つても、全国にひろがる約五、〇〇〇の高等学校でそれぞれ年一回以上として合計年に五、〇〇〇回以上行なわれ、それを規定する要因もより単純である——にかかわる投票行動の研究が、なぜ政治学者の手によつて行なわれないのであろうか。この間に答える説得力のある論理を、私は寡聞にしていまだ耳にしたことがない。

本稿で私が論じようとするのは、公職選挙法にもとづいて行なわれる参議院議員選挙(通常)にかかわる投票行動である。これは、憲法第四六条と公職選挙法第三一条の規定により、三年に一回しか行なわれない。私がこの稀れにしか行なわれない比較的複雑な事例をとりあげるのは、投票行動(選挙)一般に関する経験的一般化を目標としていないからである。参議院議員選挙を研究対象としてとりあげるのは、その行なわれ方のいかに私たちの暮し向きのよし・あしを決定的に左右する

からであり、その意味で、その行なわれ方のよし・あしが「問題」になるからである。<sup>(6)</sup>つまり本稿は、日本の国政段階の選挙の現状を分析し、その望ましいあり方を考察し、その実現の方途を考察し提言するための検討を、参議院議員の一通常選挙の分析を通して行なおうとするものである。

(1) チャールズ・S・ハイネマンは「科学者は可能なかぎり広範にわたる一般化をめぐらなければならぬ」として (Charles S. Hyman, *The Study of Politics: The Present State of American Political Science* (Urbana: University of Illinois Press, 1959, p. 156)。トーマス・D・イーストンは「行動論的政治学の信条の第一として」「政治行動には発見しうる一律性がある。それは「説明と予測に有用な一般化または理論の形に表現せられた」ものである (David Easton, "The Current Meaning of 'Behavioralism' in Political Science," in James C. Charlesworth, ed., *The Limits of Behaviorism in Political Science*, Monograph No. 1 of the American Academy of Political and Social Science (October, 1962), p. 7)。Also see Heinz Eulau, *The Behavioral Persuasion in Politics* (New York: Random House, 1963), pp. 19-24, and Lawrence C. Mayer, *Comparative Political Inquiry: A Methodological Survey* (Homewood, Ill.: The Dorsey Press, 1972), p. 3.

(2) 参照 鶴岡弘「投票行動の社会心理学」(『放送学研究』第一九号、八七〜九〇ページ)。このような仮説を構築する試みのなかに「投票行動研究における一般化の志向かうがある。

(3) 生起の普遍性と反復性とは、稀にではなく、ただ、いたるところで生起するということである。単純さがあるか、つまりの一文に明らかである——自然科学からの類推によれば、もつとも広範にわたる一般化は、研究が元素に近くにしたがつて——より小さな粒子、より単純な関係運動のもつとも微細な現われを対象にしたがつて——見い出されてくる、ということを教えてくれる。対象がより単純であることは、ある現象の生起の原因となつた諸要因の、それぞれの規定力を確定するために必要である、とされる。(Hyman, pp. 159-162)

(4) See G. E. G. Catlin, *The Science and Method of Politics* (New York: Alfred A. Knopf, 1927), pp. 139-142.

(5) See Hyman, pp. 160-161, and Maurice Duverger, *Introduction à la politique* (France: Gallimard, 1964), pp. 15-16.

(6) 私たちが日々の生活のなかで出会い、その解決しようとする「問題」は、一定の生活の文脈のなかに現われてくる。私たちは自然的性質をもつ環境のなかで生活をしている。その環境についての私たちの認識は、ちようど観光地図のように、自然的性質と、それに対する生活反応——価値の色づけ——とが重ね合されて出来あがつている。険しい山は、傾斜が急であることと同時に、たとえは通行のむづかし——生活にとつて負の価値をもつた——ものとしてとらえられる。(参照 沢田允茂「認識の風景」岩波書店・一九七五年、一四七〜一五三)。「問題」とは、この価値の色づけが、負の方向に変化したり、負になつたりすることである。この意味の大小はあつても、生活のあらゆる面に現われてくる。したがつて、高校の生徒会会長選挙にもテニス・クラブの役員選挙にも、それなりの問題があつた。しかし本稿は、参議院議員選挙のもつ独特の問題に関心がある。つまり、その問題の解決のための提言を行なうことに関心があるので、生徒会会長選挙などはとりあげない。

## 第一章 装置としての選挙制度

日本国憲法の前文は、主権者である国民が正当に選挙された国会における代表者を通じて行動することを定めている。参議院は衆議院とともにこの国会を構成し、両院はこの代表者たちによって組織される(第四二、四三條)。その代表者たちを具体的に定めるのが衆議院議員選挙および参議院議員選挙であり、その細部は公職選挙法により定められている。つまり、国会議員を選出する制度は、私たちが国民として行動するという目的のために作り出された社会的「装置」である。立候補し選挙運動を行なう行為や、特定候補に一票を投ずる行為などは、私たち国民がこの装置を使用する際に行なう行為である。

選挙の問題がひとつの装置とその使用の問題として理解されると、選挙の分析は、私たちが様々な装置について日頃行なっている思考の型の特徴を共有することになる。

一般に装置をめぐる論議は、(イ)その装置が作られる社会的必要、(ロ)その装置の出来ぐあい、(ハ)その装置の使われ方の三点を柱にして展開される。(イ)は装置の「設計目的」の問題である。ここでは、ある装置についてなにごととなつているかの確認と、その、目的としての当否の吟味が課題となる。この後者はすぐれて哲学的な作業である。(ロ)では、設計目的の観点から装置の「出来のよし・あし」が検討される。目的が定まると設計が行なわれる。ここでは、目的を達成するためにその装置が発揮しなくてはならない「性能(機能)」、その性能を発揮するために必要な「造り(構造)」、その性能を発揮するために必要な操作のし方(「使用説明書」に記される)が検討される。(ハ)では、使用説明書に示されている、所与の目的の達成に見合う性能を発揮させるために必要という意味での「正しい」使用法と、その装置が実際に使われているあり様との比較検討が行なわれる。つまり、「使い方のよし・あし」が問題になる。

既存の装置に関してこの種の議論が行なわれるのは、その装置を実際に使つてみて、なんらかの不都合さが明らかになつ

た場合である。そしてこの種の検討は、その装置の手直しや別の装置の作製へと進んでゆく。

選挙の分析も装置をめぐる議論である。とすれば、以上の論点を踏んで展開されるのが自然である。では、はじめに、現行の国政段階の選挙制度という社会的装置の設計はどのようになつているのであるか。

日本国憲法（前文と第四三条）にしたがえば、日本国民は、みずからが直接に国政を行なうのではなく、みずからによつて「正当に選挙された国会における代表者」を通じて間接にその主権——国の政治のあり方を最終的に決定する力——を行使し、行動する。すでに指摘したように、この代表者（国会議員）を選任するためのしくみが選挙である。その議員は「全国民を代表する」ものでなければならぬ。なぜならば、国政は「国民の厳肅な信託によるもの」であるからである。その代表性を付与するしくみがまた選挙である。それを通すことで、全国民の意向が国会議員に忠実に反映するものとされている。

以上から、国政段階の選挙制度はつぎの二つの基本的な役割をはたすべきものとして作り出された、と考へてよいであろう。(イ)国の政治に直接たずさわる諸個人を具体的に確定すること——彼らには、「国会における代表者」としての地位と、国の政治のあり方を決める作業に加わる権限が与えられる。(ロ)代表者の確定を通じて、国の政治のあり方についての国民の意向（信託）を明らかにすること。したがつて、公職選挙法第一条——「選挙が選挙人の自由に表示せる意思によつて公明且つ適正に行われること」を通じて「民主政治の健全な発達を期する」——にいう選挙の「適正」な運用には、選挙人の意思としての国の政治のあり方についての意向が、自由に表明されることが不可欠といえよう。

公職選挙法は、国会議員選挙の投票の記載事項を候補者の個人名に限つて（第四六条）。また、「政党その他の政治団体」の積極的な役割としては、候補者の所属の証明（第八六条）と、所属または推薦する候補者と関連して「政策の普及宣伝」を行なうこと（第十四章の二と三）のみを掲げている。にもかかわらず、今日、国政段階の選挙制度は、政党その他の政治団体の存在を欠いては、右に述べた(ロ)の役割を満足にはたすことはできない。私たちが「選挙」と呼んでいるしくみの実

態は、「投票—政党」制度である。

投票の際個々の投票者は、なんらかの意図（動機）をもつて、投票用紙に特定候補者の名前を記す。投票の直接の効果（開票結果）は、国会議員の地位と権限が与えられる諸個人（当選人）が具体的に定まることでしかない。

大多数の当選人はそれぞれ特定の政党に所属しており、議院内で（とりわけ議決の際に）同一行動をとることを目的とする政党別の議員団を形づくる。今日の日本の政党のように党の規律の強いところでは、各議員団は各政党の代弁者の役割を果たすのが実情である。政党は、国の政治のあり方——政府が政策を施すべき領域のすべてにおいてそれぞれどのような措置をとり、その結果としてどのような状態をもたらすべきか——について一定の方針（綱領）をもっている。したがって、議院内の議決にいたる過程でなされる議員団ごとの発言は、各政党の政党としての「国の政治のあり方についての意向」である。このようにして、投票の、政党別の議員団の介在による間接の効果が、「国の政治のあり方についての国民の意向」の類別——議員団とその政党ごとに分けて示される——と量化——それぞれの意向の声の大きさは議員団の員数の大きさとして示される——となつて現われる。

かくして、投票の客観的效果は、「一国民としての自分の『国の政治のあり方についての意向』が、投票用紙に氏名を記した候補者の所属する政党が提唱している『ひとまとまりのものとしての政策群』<sup>3)</sup>と等しいことを宣言すること」であるといえよう。この効果は、投票にあたつて個々の投票者がなかに動機づけられ、主観的にどんな意図をもつかにかかわらず発生するという意味で、客観的である。また、それは、国民主権の理念を実現するためにつくられたしくみとしての選挙——「投票—政党」制度——の使用者としての投票者にとつては、目的の達成に見合う性能を発揮させるために必要という意味での「正しい」——公職選挙法第一条のことを借りれば「適正な」——使い方でもある。

現行の国政段階の選挙のしくみは、すでに実際になん回も使われてきた。（公職選挙法の施行は昭和二五年である。）その使

用経験からは、いくつもの不都合さが明らかになつてきている。一般に指摘されているその主なものは、(1)議員定数と人口比の選挙区間におけるいちじるしい不均衡の問題、(2)選挙区制と比例代表制の問題、(3)選挙運動の過度の規制の問題、(4)選挙資金・政治資金の問題などである。特定の諸個人に対して国会議員の地位と権限を与えることにかかわる問題は、右の(1)や(2)のように量的に論ずることができる場合はとくに、かなり深くかつさかんに論じられているといえよう。しかし、国の政治のあり方についての国民の意向の表明にかかわる問題は、それが意思の質的面に触れざるをえないだけに、充分につつこんだ議論がなされているとは思われない。

(1) 参照、宮沢俊義『法律学体系 コンメンタール編 日本国憲法』日本評論新社・昭和三〇年、三五ページ。

(2) 同、三四〇―三四三ページ。

(3) これは国民生活の全体にわたる構想図であり、かつて私が「政策バック」と呼んだものである。参照、根岸毅「公共性と市民参加」(加藤・古田編『公共経済学講義』青林書院新社・一九七四年)、二六五―二六六、二七一ページ。

(4) 清水陸「日本国憲法と選挙制度の理念」(法学セミナー)一九七三年一〇月号、七ページ。

## 第二章 選挙制度の誤用

国政段階の選挙が終るたびに、新聞は「国民の審判が下る」と報じ、勝った党も負けた党も一様に「選挙結果に示された国民の意向を十分に酌んで今後の政局に対処する」という。しかしながら、調査によれば、永年単独で与党の座をしめ続けたきた自由民主党の支持者の間にさえ、政府・与党の施策の結果に満足していないものが多数いることが明らかになつてい<sup>(1)</sup>る。国政段階の選挙が、国の政治のあり方についての国民の意向を明らかにするための装置(しくみ)としてつくられたものであるならば、右の事実はそのしくみが使用された結果としてはまことに不都合なものである。この不都合さが生ずる原因は、その装置の出来ぐあいの欠陥と誤つた使い方のいずれか、または双方に求められるはずである。

今日の日本の国政段階の選挙のしくみ——「投票—政党」制度——は、たとえそれが正しく使われたとしても、国の政治のあり方についての国民の意向を、充分正確に表出させるものとはいえない。この、装置の出来ぐあいの欠陥については、別のところ<sup>(2)</sup>で論じたのでここでは論じない。それとあわせて、右の不都合さが投票者の側の誤つた使い方から生じている点も指摘されなければならない。以下本稿では、この第二の点を検討してみる。

#### (一) 「正しい」投票のし方

すでに明らかにしたように、日本国憲法および公職選挙法にもとづき、国民主権の理念を実現するためにつくられたしくみとしての選挙制度にとつて、その目的を達成するために必要という意味での「正しい」使い方は、投票者に関してはずきのとおりである——「投票者は、国の政治のあり方について、自分の意向と、自分が票を投じようとする（候補者の所属する）政党の政策群が等しいことを、確認して投票する」。これは、選挙がたんに当選人を確定するにとどまらず、それを通じて国民の意向をも明らかにするものであるためには不可欠の要件である。

この正しい使い方についての検討を行なう場合、理論的に問題となるのは、なにをもつて、投票者の意向と政党の政策群との間に「等しい」関係があるとみなすかである。国の政治のあり方は、政府の施策の効果として生み出される社会的状態である。その政府の施策は、きわめて広範多岐にわたる政策領域で展開される。その領域が多様であればあるほど、すべての領域にわたるかつ政策の細部に関してまで、二つ以上の活動主体（個人、組織）の間に考えの完全な一致がある確率は小さくなる。（「投票—政党」制度の、装置としての出来ぐあいの欠陥は、ここ——広範多岐にわたる政策群を、政党単位でひとまとめのバックとして選択させる——から生じている。）

しかし、現実の政治においては、考えの完全な一致がなくとも、人びとはたがいの考えの間にある種の「等しさ」を認

め、協働関係を生み出している。この協働関係の基本的な形態は政党の結成と対立抗争のなかにみられる。第一〇回参議院議員選挙が行なわれた昭和四九年当時、日本の政治勢力は、五つの主要な政党に結集し、対立し合っていた。それは、自由民主党、民社党、公明党、日本社会党、日本共産党であつた。これら各党の凝集力と各党間の反発力の源である、各党の政策の独自性は、当時における「等しさ」の基準として實際上十分に満足なものであつたと考えられる。

当時の五大政党の、国の政治のあり方についての主張は、内容的には多様であつたが、争点の項目（政策の領域）の整理のし方に関しては一致がみられた。それは、政治制度、経済・社会、国際関係の三つに大別されて<sup>(3)</sup>いた。

「政治制度」とは、日本の国の政治のあり方を決める際の手続き・方法をどうするかの問題である。具体的には、政府に対する批判と反対党の存在を認めるか、多数決を基本原理として墨守するかによつて、各党の政策に特色が出ていた。各党の主張は、つぎの三つの立場に類別することができた。（この記述は、のちに詳しく紹介する調査の際、被面接者に見せたカードに記した文章そのままである。）

「国の政治の動きをどうやつて決めるか」

(A) 政治においては、「絶対正しい」意見というものはない。そこで、どんな意見にも発言の機会を与え、どんな意見をもつ人にも政治活動を行なわせる必要がある。対立する意見をまとめるには、多数決をとるのがよい。

(B) 政治においても、「絶対正しい」意見というものはある。この「絶対正しい」意見が国会で多数をとれない場合には、議会の外で大衆運動を起し、その意見が国会で通るようしむける必要がある。

(C) 政治においても、「絶対正しい」意見というものはある。本来、その「絶対正しい」意見にしたがつて国の政治を行なう必要がある。その意見に賛成しない人には発言や政治活動の機会を与えないで、正しい意見に賛成するように指導

していく必要がある。

「経済・社会」の問題はさらに、経済活動の組織の問題と生活の内実の問題に分けられる。

「経済活動の組織の問題」とは、日本の国民経済をどのような方式のもとに行なわせるかの問題である。具体的には、経済活動全体の制御のために計画の要素と市場の要素をどう組み合わせるか、生活および生産の手段に関して私有の要素と公有の要素をどう組み合わせるかによつて、各党の政策に特色が出ていた。各党の主張は、つぎの三つの立場に類別することができた。(面接カードより。)

「国の経済はどうあるべきか」

- (イ) 企業の活動は、原則として、それぞれの企業の独自の判断にまかせる。その結果不都合が生ずる場合には、政府が金融ひきしめなどによつて企業の活動を規制し、国の経済全体をうまく調整する。
- (ロ) 国の経済の要となつている重要な産業は、政府が運営するのを原則とする。そのほかの企業の活動は、それぞれの企業の独自の判断にまかせる。
- (ハ) 企業の活動は、大幅に政府が運営するものとし、それぞれの企業の独自の判断にまかせることはしない。

生活の内実の問題」の焦点は、いわゆる生産(第一または優先)主義と生活(第一または優先)主義の対立にあつた。以下はそれを記述したものである。(面接カードより。)

「生活の豊かさ」と快適さ」

- (i) 今日、経済発展の速度をある程度おさえても、生活の豊かさや環境の快適さを改善する必要がある。
- (ii) 経済発展を続けるためには、生活の豊かさや環境の快適さの改善がある程度おくれてもしかたがない。

「国際関係」の標題のもとに主張されていたのは、日本と諸外国との間の関係をどのような方式でどのように調整するかの問題である。この領域の政策は今日ますますその重要性を増してきている。しかし、政治制度や経済・社会の問題について抱く意見が同じである場合、人びとは、この問題について見解の対立があるからといつて、かならずしも異なる政党を結成することにはならないようである。自民党の党内グループとして、「アジア問題研究会」（いわゆる「A研」と「アジア・フリカ問題研究会」（いわゆる「A A研」）が、ほぼ時を同じくして結成された——昭和三九年一月と昭和四〇年一月——はそのひとつの例証である。親北京派のA A研は、松村謙三・宇都宮徳馬・藤山愛一郎らを中心として結成され、自由主義国と共産主義国の平和共存の可能性を信じ、日中間の友好関係の樹立を唱え、中華人民共和国の国連加盟に賛成の態度をとつた。これに対し親国府派のA研は賀屋興宣を中心に生まれ、日本の安全保障の観点から国府や韓国との友好関係の維持を唱え、この関係を損なわなわなかがぎりで日中貿易を認め、中国の国連加盟には反対した。<sup>(4)</sup>このように、国家間の関係についての政策の異同は、それによつて独自の政党がかならず結成されたり、政党対政党の対立がかならず生ずるといふものではない。

以上からつぎのよういふことができよう。昭和四九年当時の各政党の政策の独自性は、政治制度・経済活動の組織・生活の内実の三つの問題のそれぞれについて各党がとる政策上の立場の組み合わせによつて決まっていた。したがつて、国の政

治のあり方について、ある投票者の意向とある政党の政策群との間に「等しい」関係があるかどうかの基準を、その投票者とその政党が政策上の立場の組み合わせに関して同じものを共有しているかどうかを求めることは、すくなくとも第一〇回参院選の時点では、實際上十分に満足のことである。いいかえれば、投票者にとつての選挙制度の「正しい」使い方は、「各党の政策の独自性を右の意味での政策上の立場の組み合わせとして認識し、自分の意向のそれと同じ組み合わせをもつ政党（に所属する候補者）に票を投ずる」、というものである。

## (二) 投票の実態——第一〇回参議院議員通常選挙・東京地方区

国政段階の選挙に際して、有権者は「正しい」投票のし方を行なっているであろうか。その実態にメスを入れるために、ひとつの調査を行なつてみた。

この調査は、慶應義塾投票行動研究会が、昭和四九年七月七日に施行された第一〇回参議院議員通常選挙に際して東京都の島嶼を除く地域に居住する有権者を母集団として行なつた標本調査の一部を構成するものであつた。この調査全体の調査方法、および、この参院選をめぐる政治状況と選挙結果については、堀江滙・岩男寿美子編著『都民の選択——参院選の意識調査』（慶応通信・昭和五二年）に詳しいので、そちらを参照していただきたい。私が担当し、ここにその報告を行なう部分は、選ばれた調査地点一二〇カ所のそれぞれ最初の標本に対しての補充質問を中心として構成された。

調査票回収の結果、利用可能な標本の数は七六であり、回収率は六三・三パーセントであつた。（全体調査については、それぞれ七六二、六三・五パーセントである。）全体調査に比べると部分調査の利用可能な標本は、支持政党と投票予定の政党のいずれについても、民社党・公明党の類例がいちじるしく少なく、社会党・共産党の類例が逆にいちじるしく多くなるという偏りを示している（表一）。以下の検討は、この七六標本についての分析である。

さて、投票が「正しく」行なわれているかどうかを検討するためには、まず、政党が主張する政策群と投票者の意向のそれぞれが、(一)の終りに指摘した「政策上の立場の組み合わせ」の型にもとづいて類別されなければならない。

各党の昭和四九年当時の基本的な政策文献を分析すると、各党をつぎのように特徴づけることができる。<sup>(5)</sup>

自民党Ⅱ政治制度について前述の(A)の立場、経済活動の組織について前述の(イ)の立場、生活の内実について前述の(Ⅲ)の立場。この組み合わせの型を「自民党型」と呼ぶ。

民社党Ⅱ(A)、(ロ)、(イ)、(i)。<sup>(7)</sup> 公明党Ⅱ(A)、(ロ)、(イ)。<sup>(8)</sup> この組み合わせの型に関するかぎり、民

社・公明両党は同じ型に属する。これを「民社・公明党型」と呼ぶ。

社会党Ⅱ(B)、(ロ)、(イ)。<sup>(9)</sup> これを「社会党型」と呼ぶ。

共産党Ⅱ(C)、(イ)。<sup>(10)</sup> これを「共産党型」と呼ぶ。

つぎに、七六人の回答者の意向を検討する。調査の際、(一)に示した「(A)、(B)、(C)・

(イ)、(ロ)、(イ)・(i)、(Ⅲ)」をそれぞれ一枚のカードに印刷して被面接者に示しながら、それぞれについて「この」問題について、つぎのような意見があります。あなたはこの問題についてどのように考えていますか。あなたの考えに近い意見はどれか

示して下さい」と質問した。この三問への回答を組み合わせることにより、回答者の

「国の政治のあり方についての意向」の型が明らかになる。えられた型の分布は表2

(表1)

	支持	投票予定
自民党	25.0% (27.7%)	19.7% (21.9%)
民社党	1.3 (4.2)	1.3 (3.7)
公明党	2.6 (17.7)	3.9 (15.7)
社会党	19.7 (7.9)	18.4 (8.7)
共産党	15.8 (4.1)	17.1 (5.0)
無所属	—	3.9 (6.8)
支持政党なし	32.9 (33.8)	—
DK, NAなど	2.6 (4.6)	35.5 (38.2)

( ) のなかは全体調査

のとおりである。「A—イ—」は、「A—イ」がほかの政党型になく、いわゆる自由社会においての生活志向と考えられるので「準自民党型」と特徴づけた。「C—ロ—」は、「C—ロ」がほかの政党型にないこと、(B)のみ政権獲得過程に力点のある表現であり、獲得後の反相対主義は(C)の傾向を内在させているのは否定できないことから、「準社会党型」とした。

(表2)

類型-1: 政党型			類型-2: 近似型		
A-イ-ii	自	1人 (2.8%)	A-?-i	準自, 民・公に近い	11人
A-イ-i	準自	17 (47.2)			
	小計	18 (50.0)			
A-ロ-i	民・公	13 (36.1)	?-ロ-i	民・公, 社に近い	2
B-ロ-i	社	3 (8.3)	B-?-i	社に近い	4
C-ロ-i	準社	2 (5.6)	C-?-i	準社, 共に近い	1
	小計	5 (13.9)			
C-ハ-i	共	0 (0.0)	C-ハ-?	共に近い	1
	計	36 (100.0)			計19
類型-3: 独自型			類型-4: 「考えていない」型		
A-ハ-i	3人		?が2つ以上含まれるもの 6人		
B-イ-i	8				
B-?-ii	1	?は, A, B, C; イ, ロ, ハ; i, iiで回答しなかつたもの。			
C-イ-ii	1	76人中…政党型 47.4%, 近似型 25.0%,			
C-ロ-ii	2	独自型 19.7%, 「考えていない」型 7.9%。			
	計	15			

「正しい」投票のためには、自分の政策上の立場がはつきりしていなければならない。したがって、表2の?を含む標本二六(三四・ニパーセント)は、投票所におもむく前からなんらかの欠陥のある投票しかできない人たちである。この比率の高さは、選挙制度の「正しい」使い方の教育がなされていないことに原因があるのかもしれない。また、このような使い方を求めるのは、多くの人にとつてもとも無理な相談なのかもしれない。選挙の研究としては、基本的な三つの政策領域に関して、はつきりした意向(政策上の立場)がもてない人がいるのはなぜかを解明するとともに、その結果にもとづいて政治教育の改善とか、選挙のしくみの改良を検討する必要がある。

すでに指摘したように、この七六標本は、支持政党および投票予定の政党について、民社党・公明党の類例が少なく、社会党・共産党についてはその逆である。にもかかわらず、政党型のなかで社会党型(準を含め)と共産党型のしめる割合は、それぞれ一三・九、〇〇パーセントと極端に低い。かりに、「正しい」もしくはそれに準じた投票が行なわれた——政党型はそれぞれ

(表3)

	意向の型										計			
	自	準自	準自 民・公	民・公	民・公 社	社	社	社 準社	社 準社	社 準社		共	独	無考
支持政党		9	2	1		1	1		1	1		2	1	19人
自民												1		1
民社												1		2
明会												1		2
産												3		15
他												2		12
DK, NA												6	5	27

／は近似型を示す。「無考」は「考えていない」型。

の党へ、独自型は五大政党以外へ、近似型は近い党へ比例配分されて、「考えていない」型は棄権——と仮定しよう。この「正しい」仮定の選挙で五大政党に投ぜられた票の総数にしめる各党分の比率と、実際の調査での五大政党への予定投票総数にしめる各党分の比率（いずれもパーセント）を比べると、つぎのとおりである。自民党四二・七（仮定）—三三・三（予定）、民社党一七・七—二・二、公明党一七・七一六・七、社会党一九・一—三一・一、共産党一・七—二六・七である。この数字のくい違いは、選挙（投票）の質になんらかの問題があることを示唆している。

そこで、つぎに、政策上の立場の組み合わせの型を共有しているか否かの観点から、回答者と政党がどのような関係にあるかを検討してみよう。まず、回答者と支持政党の関係はどうなっているのであろうか。七六回答者のうち、「あなたは何党を支持していらつしやいますか」の質問に五大政党の名をもつて答えたのは、四人（六四・五パーセント）であつた。回答者の意向の型と支持政党を交差させると表3になる。

特定政党の支持を表明した人にしめるその政党型（準、近似も含めて）の意向をもつ人の比率は、自民党五七・九パーセント（実数一九）、民社党〇・〇パーセント（二）、公明党五〇・〇パーセント（二）、社会党一三・三パーセント（一五）、共産党〇・〇パーセント（二）であつた。この数字は、「正しい」投票を支える態度としての「正しい」政党支持態度としては、まことに不満足なものである。標本の数が少な

く、このような状態が一般的なのかどうか明らかではないが、社会党と共産党の低さは注目に値する。野党第一党の社会党への支持の実態がこの七六標本に正確に反映していると仮定すれば、社会党支持者の一三・三パーセントのみが社会党の政策上の立場に賛同しており、その三三・三パーセントは自民党の立場をよしとしていることになる。共産党の場合は、前者にあたるもの〇・〇パーセント、後者にあたるもの二五・〇パーセントである。これは、ふだん私たちがきがるに使い、自分も他人も納得させている「A党は多くの人に支持されている」という語句の意味の再検討をせまるものである。そのためには、統計的推論を行ないうる規模でこの種の調査を行なうことが必要となる。

逆に、特定政党の型(準、近似も含めて)の意向をもつ人にしめるその政党への支持を表明した人の比率は、自民党三七・九パーセント(実数二九)、民社党・公明党三・八パーセント(二六)、社会党一六・七パーセント(二二)、共産党〇・〇パーセント(二)である。この数字のいずれも、「正しい」政党支持態度の観点からは問題である。実数二の共産党は別にすれば、民社党・公明党の低さはとくに注目される。この場合、実数二六のうち三(二一・五パーセント)が自民党へ、七(二六・九パーセント)が社会党へ、六(二三・一パーセント)が共産党へ流れている。「正しい」政党支持態度がなぜ形成されにくいかは、この「流出」の原因究明によつて明らかにされるだろう。(この二六例のかぎりでは、流れと同盟系以外の労働組合への加入状況との間になんらかの関係があるか検討してみたが、はつきりした傾向はみられなかった。)

回答者と投票予定(東京地方区)の政党の間には、どのような関係があつたであろうか。

第一〇回参議院議員通常選挙に際し、東京地方区から立候補したのは、自民党一(安井謙)、民社党一(栗原玲児)、公明党一(阿部憲二)、社会党一(上田哲)、共産党一(上田耕一郎)、無所属の大物二(野坂昭如、紀平てい子)、それに、合わせて得票率二パーセントに満たなかつた他の一三候補であつた。投票日の九日前から五日前までの期間に行なわれた調査では、「今度の選挙で地方区では、何党に投票するつもりですか」および「なぜ地方区でその人にあるいはその政党に投票するのです



されるもの(一致し、かつ、投票の理由が政策志向であるもの)は、自民党の場合が三三・三パーセントに減少するだけで、のこりの四党については変りがない。

この数字は、ここにきわめて大きな問題が潜んでいる可能性を指摘している。この部分調査は、全体調査と比べて社会党・共産党へ投票する予定の標本がきわだつて多いにもかかわらず、この二党の、右の意味での型の一致および意図した一致の標本の数は、驚くほど少ない。社会党のそれを自民党のそれと比べると、前者については一〇分の一、後者については五分の一の少なさである。従来の政治常識は、自民党の支持者はどちらかという意識が低く、社会党・共産党の場合はその高いというものである。しかし、この七六標本だけについてみれば、「正しい」投票に支えられているのは明らかに自民党である。これは、これまでの政治意識の高さの観念の再検討をせまるものである。さらにこれは、現状では、いわゆる民意の反映の問題をたんなる票の集計の次元だけでは論ずることができないことを、はつきり示している。現行の選挙のしくみとその一般的な使い方を通して、はたして民意を反映させることは可能であろうか。選挙の研究は、各党の得票にしろ「正しい」票の比率がなぜ高くない(五党への票合計四五のうち、政策上の立場の型が一致するもの一三票、二八・九パーセント、それを意図したもの八票、一七・八パーセントであつた)のか、また、特定の政党型の意向をもつ人の多くがなぜその党へ投票しようとしぬ(準、近似型も含め、別の党へ流れる人の比率は、自民党型六五・五パーセント、民社党・公明党型九二・三パーセント、社会党型九一・七パーセント、共産党型二〇〇・〇パーセントであつた)のかを解明し、それを改善するための方途——しくみの改良や使い方についての教育など——を検討する責務を、社会に対して負つていなくてはならない。

(1) 本稿が以下で分析する昭和四九年七月の参議院議員選挙に際して毎日新聞社の行なつた世論調査によると、現在の政治に満足しているかどうかという質問に対して、自由民主党支持者の六一パーセントは、「あまり満足していない」または「満足していない」と答えた(『毎日新聞』昭和四九年六月二六日朝刊)。

(2) 参照、根岸毅「政治的選択の制度と平和」(『平和研究』第三号)。

(3) 以下については、参照、根岸毅「政治的な実践目標」(『法学研究』第四五巻第三号)、一四六ページ以下。この分析は昭和四十六年時点でのものであるが、第一〇回参院選(昭和四九年)当時にも基本的にあてはまるものである。

(4) 参照、福井治弘「自由民主党と政策決定」福村出版・一九六九年、三〇四―三一七ページ。

(5) 本稿が問題にしているのは、政府の施策の効果として生み出される具体的な社会的状態―国の政治のあり方―である。したがって、抽象的なスローガンなどは分析上無視される。問題は、各党が、単独で政権をとった場合に、日本の社会を具体的にどういう状態におこうとするのかである。さきに論じた理由から、政治制度・経済活動の組織・生活の内実の三領域に注目する。また、野党の主張のなかには、当面の政策―自民政権下で野党として要求したり反対したりするもの―と終局の政策―安定政権を築いたあとで行なわれる本来の政策―が混在している(たとえば、参照、社会党『学習テキスト』2 社会主義建設の党へ 入党者のために)一九六五年、二二―二二二ページ)。分析上重視するのは後者である。

(6) 自民党は、(A)、「国民の自由な意思の表明による議会政治」の堅持を主張する(自民党『わが党の基本方針 昭和四十四年』、五ページ)。「自己を絶対化して相手を無視する態度」を否定し、反対党の存在を認め、多数決原理をとる(同、一八、五、一七―二二ページ)。(B)、「個人の創意と企業を基礎とする経済の総合計画」を主張する(同、三ページ)。「私有財産を尊重し、職業選択の自由と企業を保障」する(同、一六―二二ページ)が、経済にひずみが生じたら財政金融面での「政策を適時適切に運営して経済の安定成長へ誘導」する(自民党『別冊 七〇年代への前進―政策解説』昭和四四年、六六―六七ページ)。(C)、「生産主義と生活主義とに区分するとすれば、自民党のみが前者であり、のこりの四党は後者であるといえよう。自民党のこの傾向は、「公害対策基本法」から「経済の健全な発展との調和」の字句を削る際の消極さに現われている(根岸「政治的な実践目標」、一五八―一五九ページ、また、参照、民社党『新版 民社党説本』一九六七年、二二―二二二ページ)。

(7) 民社党は、(A)、「政権獲得のためにも獲得後も「議会制民主主義を維持発展させる」とする(民社党『民社党綱領解説』昭和四一年、五ページ)。マルクス主義と訣別し(同、七―八ページ)、「現実の政策の判断の基準となるもので絶対に正しい」というものはない(『新版 民社党説本』三六―三九ページ、参照、『民社党綱領解説』、一五―二二ページ)との立場から、批判と反対党を認め(同、一七、八―八ページ)、多数決による採決をよしとする(同、九九―一〇〇ページ)。(B) 社会主義、すなわち、市場機構を維持した、政府の力による経済の計画化をめざす(同、五、一一―一二―一五―二二ページ)。基幹産業は公有化するが、私企業の併存も認める(同、一一―一二―一七、『新版 民社党説本』、八〇、八四―八五ページ)。

(8) 公明党は、(A)、「昭和四五年の第八回党全国大会において新しい綱領と党規約を採択し、綱領における仏教用語を排するとともに、党の再生のために党員の再登録を行なった。その再登録にあたっては、「支持団体である創価学会員である」と否とにかかわらず、党の理念や政策を理解しさらにその普及につとめ、党の日常活動、選挙活動を積極的に行ない、党勢拡張に努力できる人を広くつとめることとした(公明党『公明』昭和四五年八月号、二二―二三ページ)。党の綱領によれば同党は、「信教・結社・表現の自由など、基本的な人権を擁護し」・・・一切の暴力主義を否定し、議会制民主主義の確立を期す」政党である(公明党『公明党ハンドブック(一九七二年度版)』昭和四七年、八―九ページ)。これは、状況の変化にかかわらず「あくまでも」、「どこまでも擁護していく」「規範」である(同、二二―二三、二二―二二二ページ)。また、「いかなる形態であろうと、一党独裁を議会制民主主義の敵として否定する(同、二三―二四ページ)。(B)、「経済の計画化に競争的な市場メカニズムを活用し、国民各層の自発的な創意性を十分くみあげ」る。したがって、「基幹産業やエネルギー産業は国営化の方向をめざすべき」だが、「上からの一方的統制を排除し」、「消費選択の自由や職業選択の自由」を認める。(同、三六―三

七、一六ページ)。

(9) 社会党は、(a) 議会に多数を占めることを通じて社会主義を達成すると主張する(社会党『社会主義建設の党へ』、五五ページ)。しかし、社会党の綱領は「科学的な社会主義の考え方」を基本としており(同、一〇ページ)、「社会主義(は)本来、労働者階級の歴史的使命である」(同、六〇ページ)とか「社会主義革命の必然性」(社会党『学習テキスト』日本における社会主義への道』一九六五年、一一ページ)の語句にみられるように、思想的に反対主義の立場にある(参照、同、二三ページの「正しい人間観、世界観」)。したがって、「議会と大衆闘争による民主主義的方法」つまり社会主義への平和的移行が「望ましい」だけでなく今日では「もつとも有効かつ実現可能」だとするのは、今日の日本にそのための「客観的な基礎条件」があるからであり、その条件を現実のものとするための大衆運動が欠かせないものとされる(同、三〇―三四ページ、参照、『社会主義建設の党へ』、五八ページ、および、民社党『民社党綱領解説』、二二―二三、九〇ページ)。日本における社会主義建設のための方法は、形態こそソ連や中国と異なるが、その「本質」は「プロレタリア独裁」であるとされる(『日本における社会主義への道』、九三ページ)。かくして、社会党の社会主義社会では、「汎汎個人の自由」が保障されるというが、「人を擲取する自由、資産に依存する不労生活の自由(は)許されない」(同、二四ページ、参照、スターリン憲法第一二五条)。「調査の際に用いた(a)の表現の後半は、「・・・その意見が国会で多数をしめるよう・・・」に変えた方がよさそうである。ただし、この立場の基本は前半にある」(b)社会党の社会主義は、重要産業の公有化と計画経済を意味するが、「個人の職業の自由や、所有権の全面的否定(は)意味しない」(『社会主義建設の党へ』、六一ページ)。

(10) 共産党は、(c)「マルクス・レーニン主義を行動の指針とする」党である(共産党『日本共産党綱領・日本共産党規約』昭和四一年、三三三ページ)。そして、それを、「労働者階級と人民の解放闘争を正しくみちびくことができる、ただ一つの正し理論」であるとする(共産党『日本共産党初級教科書(案)』一九六八年、一〇四ページ)。したがって、「プロレタリア独裁の確立」をめざしている(『日本共産党綱領・規約』、三〇ページ)。ここでは、政治活動の自由は共産党と「社会主義建設の方向を支持するすべての党派や人びと」には認められ、共産党と労働者階級の「指導」のもとに「革命的な教育と思想改造」が予定されている(『日本共産党初級教科書(案)』、八一、一五六ページ)。(d)「すべての生産手段は、全人民の所有になり」(共産党『共産党員の基礎知識』一九六八年、八七ページ)、その結果として国民経済が計画的に行なわれるようになる(『日本共産党初級教科書(案)』、一五七ページ)。そこでは、生産は「個人のもうけや思わくで無政府的におこなわれる」ものではなくなる(『共産党員の基礎知識』、八七ページ)。

## おわりに

本稿で私が試みた分析は、つぎの論理構造をもっている。まずはじめに、装置としての選挙制度について、所与の目的の達成に見合う性能を発揮させるために必要という意味での「正しい」使い方を想定し、それと現実の使い方をつき合せてみる。もし、「正しく」使われていない状況があれば、それを改善すべき不都合さまたは解決すべき問題としてとらえ、その

改善策や解決方法を考案しようとする。そこで、問われるのは、なぜ「正しい」使い方ができないのか、その原因はなにかである。具体的には、「特定政党性の意向をもつ人の多くが、（本来その政党を支持すべきなのに）、なぜその政党を支持しようとしな<sup>い</sup>のか」、「特定政党性の意向をもつ人の多くが、（本来その政党に投票すべきなのに）、なぜその政党に投票しようとし<sup>ない</sup>のか」であつた。

これらの問は、「本来人は・・・すべきなのに、なぜそうしないのか」の形式（英語で表わせば“Why don't they act as they should?”）で表現されている。これは、日々の生活のなかのさまざまな局面に現われてくる問題や困難に直面し、その解決を模索している生活者にとつては、ごく当りに発する問である。したがつて、生活のなかの選挙という局面になんらかの解決すべき問題をみてとる生活者にとつては、改善策や解決方法を考案する——政治の改革を行なう——出発点としてこの形式の間をたてることは、また当然のことである。

これに対して、これまでの投票行動の研究の大勢は、「人はなぜそう行動するのか」の形式（英語で表わせば“Why do they act as they do?”）で表現される問のみを発してきた。「投票行動研究の究極の目的は、言うまでもなく、人はなぜ投票するのか」「なぜそのように投票するのか」という『目的変数』を、いくつかの『説明変数』によつて、記述し、予測することである」とされてきた。<sup>(1)</sup>そこには、投票は本来どうなされるべきかという生活者の判断作用——これを政治「哲学」と呼ぶのが政治学のならわしである——が方法的に欠けている。<sup>(2)</sup>したがつて、そこから、生活者の判断に直結する行動（政治の改革）の指針が出てくることは少なかつた。<sup>(3)</sup>投票行動の研究をこのような論理構造におしこんだのは、政治学者の多くをとりこにした「科学志向」であつた。

この状況は、生活者として選挙という局面を生きるごくふつうの人びとにとつては、きわめて不都合なものである。生活者の立場から、その要請に応じて選挙や投票の研究を行なうためには、それを、本稿で試みたたぐいの論理構造で行なう必

要がある。本稿は、入手した標本数が七六とかぎられていたため、問題の指摘しか行なうことができなかった。将来は、種の試みを、大きな母集団に関しての統計的推論が可能な形でくり返し行なうことが必要である。

(1) 鮎戸「投票行動の社会心理学」、八三ページ。See Eulau, *The Behavioral Persuasion in Politics*, p. 3.

(2) その題考内容からいへば、"Why don't they act as they should?" (問) "Why do they act as they do, that is what they should not do?" (もしいかえらる。したがって、"これまじの投票行動の研究の問) "that is what they should not do" (本来やべんくおひがの(21)の部分が欠けていたのは明らかである。

(3) すべて科学的知識は、かならず、なんらかの行動を指示する力をもっている(根岸毅「政治学の社会的関連性と学問的一体性」、『法学研究』第四七巻第二号、三七ページ)。したがって、これまでの投票行動の研究の成果は、特定候補者により多くの票を集めて当選させるにはどうしたらよいかという問には、行動の指針を与えてきている。いわゆる electioneering がそれである。しかし、これは、政治の改革の出発点となる生活者の判断作用 ("that is what they should not do") とは無関係の因果関係(たゞなる "Why do they act as they do?") の解明が、当選または落選という文脈での判断と行動に対して、たまたま指示を与える力をもつたはずなど。